



確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

平成28年度分の住民税が非課税の方(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

障害・遺族年金 受給者向け給付金

1人につき3万円

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方
※「高齢者向け給付金」の受給者を除きます。

※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。ただし、『高齢者向け給付金』を受け取った方は、『障害・遺族年金受給者向け給付金』は受給できません。

● 申請期間

平成28年10月3日(月)～平成29年1月31日(火)

● 申請方法

2つの給付金は、平成28年1月1日に住民票があった市区町村に申請してください。奥出雲町では、平成28年1月1日時点において奥出雲町に住民票があり、対象と思われる方に、9月末に申請書類を送付します。申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて返信用封筒により申請してください。役場窓口でも申請を受付けます。

● 受付窓口

役場 仁多庁舎 1階 福祉事務所
横田庁舎 1階 税務課

● 問い合わせ

福祉事務所 ☎0854-54-2541 有線31-5373

給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

障がい者の運転免許取得費用の一部を助成します

【対象者】

町内に居住地を有する方で、運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動へ参加するために運転免許を取得しようとする次のいずれかに該当する方です。

- ①身体障害者手帳の障害等級1～4級を所持している方
- ②療育手帳を所持している方

【助成金の額】

自動車運転免許取得に要した費用の3分の2以内。(1人あたり10万円を限度)

※費用とは：入所料、教材料、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費です。

【申請方法】

申請を希望される場合は、運転免許の取得前または取得後6ヶ月以内に申請書に対象者が交付を受けている手帳を添えて申請してください。申請内容を審査し、支給の可否を決定します。支給決定を受けた場合は、改めて運転免許取得後に運転免許証の写し、費用の額が明らかな領収書を添えて提出してください。

【申請窓口】

奥出雲町福祉事務所 電話：54-2541 有線：31-5375

障がい者の自動車改造費用の一部を助成します

重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自動車の改造が必要な場合に、要する経費を助成することで社会復帰の促進を図ります。

【対象者】

町内に居住地を有する方で、次のいずれにも該当する方です。

- ①身体障害者手帳：上肢機能障害、下肢機能障害または体幹機能障害の1級または2級を所持する方
- ②自動車運転免許証を有する方
- ③就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)、駆動装置(アクセル及びブレーキ)等の一部を改造する必要がある方
- ④助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

【助成金の額】

1件あたり：10万円を限度(1車両1回限り)

【申請方法】

申請を希望される場合は、自動車の改造前または改造後6ヶ月以内に申請書に次の提出書類を添えて申請してください。申請内容を審査し、支給の可否を決定します。支給決定を受けた場合は、改造に要した費用が明らかとなる領収書を提出してください。

○提出書類

- ・身体障害者手帳・運転免許証の写し・自動車検査証の写し
- ・改造を行う業者の見積書(改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの)
- ・対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類

【申請窓口】

奥出雲町福祉事務所 電話：54-2541 有線：31-5375